

# 糸魚川市空家等対策計画の概要について

## 1 計画策定の背景

- 空家等は、少子高齢化や核家族化などにより年々増加しており、今後も人口減少などによってさらに増えていくと見込まれている。
- さまざまな理由から長期間放置されている空家等は、老朽化による倒壊、樹木・雑草の繁茂、不法侵入などの問題が発生し、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
- これまでも適用できる法令等に基づき、空家等の所有者へ助言などを行ってきたが、空家等は個人財産であるため行政指導に限りがあり、抜本的な対策を進めることが困難。



- 「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)」施行(平成27年5月26日)
  - 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的



- 「糸魚川市空家等対策計画」策定(平成28年3月)
  - 法に基づき、これまでの空家等対策に加え、空家等の適正な管理の推進と利活用の促進の取組を総合的・計画的に進め、良好な生活環境の保全を図り、市民と地域等の安全で安心な生活を確保するため策定

## 2 計画の対象地区、対象とする空家等

- 対象地区 : 糸魚川市全域
- 対象とする空家等 : 法第2条第1項に規定される「空家等」(同条第2項「特定空家等」を含む)「空家等」となる見込みのある住宅等

## 3 計画の期間

- 令和4年度から令和8年度まで

## 4 計画の位置付け

- 法第6条に規定される「空家等対策計画」
- 「第3次糸魚川市総合計画」を上位計画とし、空家等に対する様々な施策と事業を示す。

